



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

中小企業への「外形標準課税」の導入について。

中小企業の増税を政府が検討しているようです。今まで資本金1億円以下の中小企業は外形標準課税の対象外でした。今回、平成27年度の税制改正でこの基準を引き下げようと検討がされています。

実施されれば赤字法人であっても外形標準課税(事業税・都道府県民税のひとつ)が新たに課税されることになり大きな負担となることになります。

1. 外形標準課税とは

外形標準課税とは、法人の事業所の床面積や従業員数、資本金等及び付加価値など外観から客観的に判断できる基準を課税ベースとして税額を算定する課税方式のことです。

法人事業税は、法人の行う事業そのものに課される税であり、企業はその活動を行うにあたって地方自治体から各種の行政サービスの提供を受けています。このためこれに必要な経費を分担すべきであるという考え方にもとづく税です。必要な経費の分担という意味において所得のみを基準とする従来の方式には問題があり、法人の事業の規模ないし活動量を基準に課税するという外形標準課税が求められていました。

2. 外形標準課税の具体的な金額

例えば、赤字法人で資本金が3,000万円 賃金と支払利息・地代家賃が年間で5,000万円の場合 約24万円の付加価値割がかかります、また6万円の資本割も必要になります。合計で年間30万円になります。

赤字法人でも当然、消費税の納税は増加しております、さらに追い打ちをかけるような法人事業税の外形標準課税が実施されてしまいますと負担がさらに大きくなります。

3. 外形標準課税の対象となる中小企業

今のところ資本金の金額で、対象法人か?非対象か?が決められています。

改正後の資本金の基準額が5,000万円なのか、3,000万円なのか、1,000万円なのか、それとも全ての法人なのか?によって不公平も出てきます。改正法案が決定する前に、対策を考える必要がありますね。

